

官報

号外

平成元年四月十二日

○第百十四回 参議院會議録第十号

平成元年四月十二日(水曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十号

平成元年四月十二日

午前十時開議

第一 投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
第二 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、北方領土問題の解決促進に関する決議案(守住有信君外八名発議)(委員会審査省略要求事件)

以下 議事日程のとおり

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。
この際、お諮りいたします。

守住有信君外八名発議に係る北方領土問題の解決促進に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

平成元年四月十二日 参議院會議録第十号 議事日程追加の件 北方領土問題の解決促進に関する決議案

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。
よって、本案を議題といたします。
まず、発議者の趣旨説明を求めます。守住有信君。

北方領土問題の解決促進に関する決議案
右の議案を發議する。

平成元年四月十一日

發議者

守住 有信

北 修二

及川 順郎

井上 計

本本平八郎

賛成者

伊江 朝雄

岩本 政光

大浜 方策

志村 愛子

高木 正明

鈴木 和美

参議院議長 土屋 義彦殿

川原新次郎

中村 哲

市川 正一

喜屋武眞榮

板垣 正

大城 眞順

岡田 広

田辺 哲夫

大森 昭

中野 明

北方領土問題の解決促進に関する決議

わが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の島々が、戦後四十年余、日ソ共同宣言による国交回復から数えて三十年余を経た今日もなお返還されず、日ソ両国間に平和条約が締結されていないことは、誠に遺憾なことである。

昨年十二月の日ソ外相間定期協議等及び今般の平和条約作業グループの討議において、北方領土問題について歴史的現実関係にさかのぼって率直かつ有益な話し合いが行われた。政府は、北方領土問題に関するわが国の基本方針に基づき、このような話し合いを今後も更に積極的に行うとともに、両国外相会談を中心として準備作業が進められることとなったゴルバチョフ書記長の訪日による両国最高首脳間の直接対話の実現を図り、日ソ間の政治対話の進展に最善を尽くすべきである。

北方領土の返還実現は、長年にわたる日本国民すべての悲願である。かかる国民の総意と心情に應えるため、政府は、北方領土において継続されているソ連の軍事的措置の撤回を求めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日ソ間に真の安定的な平和友好関係を確立するよう全力を傾注すべきである。

右決議する。

○守住有信君 発議、拍手

ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘及びサラーリマン新党・参議院の会の各派共同提案に係る北方領土問題の解決促進に関する

決議案につきまして、発議者を代表して提案の趣旨を御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

北方領土問題の解決促進に関する決議案
わが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の島々が、戦後四十年余、日ソ共同宣言による国交回復から数えて三十年余を経た今日もなお返還されず、日ソ両国間に平和条約が締結されていないことは、誠に遺憾なことである。

昨年十二月の日ソ外相間定期協議等及び今般の平和条約作業グループの討議において、北方領土問題について歴史的現実関係にさかのぼって率直かつ有益な話し合いが行われた。政府は、北方領土問題に関するわが国の基本方針に基づき、このような話し合いを今後も更に積極的にを行うとともに、両国外相会談を中心として準備作業が進められることとなったゴルバチョフ書記長の訪日による両国最高首脳間の直接対話の実現を図り、日ソ間の政治対話の進展に最善を尽くすべきである。

北方領土の返還実現は、長年にわたる日本国民すべての悲願である。かかる国民の総意と心情に應えるため、政府は、北方領土において継続されているソ連の軍事的措置の撤回を求めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日ソ間に真の安定的な平和友好関係を確立するよう全力を傾注すべきである。

右決議する。

以上であります。

我が国固有の領土である北方領土には、終戦当時約一万七千名の人々が住んでおりましたが、

平成元年四月十二日 参議院会議録第十号

北方領土問題の解決促進に関する決議案 投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

二四四

戦後四十四年を迎えた今日では、元居住者の方々の高齢化が進み、その数も約一万人に減少しております。北方領土の一日も早い返還は、このような元居住者を初め日本の全国民が悲願として強く待ち望んでいるところでありますが、今なおその実現がなされていないばかりか、これらの地域にソ連軍の配備が続けられていることはまことに遺憾なことであります。

昨年十二月、二年七カ月ぶりに開かれた日ソ外相間定期協議及び常設化が合意された平和条約作業グループの討議において、北方領土問題について歴史的事実関係にさかのぼった詳細な議論が初めて交わされました。また、現在ソ連ではいわゆるペレストロイカやグラスノスチ等が進行中であり、最近では北方領土に関する日本側の見解がそのまますの連の新聞、雑誌に紹介されるなど、その姿勢に変化を見せ始めておりますが、領土問題に対するソ連の基本的立場には依然として厳しいものがあります。

本院は、最近の諸情勢にかんがみ、ここに改めて北方領土返還要求の決意を明確にするとともに、政府においては、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの我が国の基本方針に基づいて、ソ連政府との間でさらに積極的な話し合いを行い、また、両国最高首脳間の直接対話の実現を含め日ソ間の政治対話の進展に最善を尽くすべきであると考え、本決議案を提出した次第であります。

昭和から平成に移り、新しい時代を迎えた今日、本決議が問題解決への前進に結びつきますことを祈念して、何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

ただいまの決議に対し、外務大臣から発言を求められました。宇野外務大臣。

〔国務大臣宇野宗佑君登壇、拍手〕

○国務大臣(宇野宗佑君) ただいまの御決議に対し所信を申し述べます。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を十二分に体しまして、近く予定される日ソ外務大臣間交渉等を通じて、北方領土問題の解決と日ソ平和条約の締結のため、全力を傾注しつつ、一層粘り強くソ連との交渉に当たる所存であります。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 日程第一 投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第二 旅券法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長堀江正夫君。

審査報告書

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年四月十一日

外務委員長 堀江 正夫
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国と中華人民共和国との間で、投資の許可に関する最恵国待遇、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動、出訴権等に関する内国民待遇及び最恵国待遇、収用、国有化等の措置がとられた場合の補償、送金等の自由、投資紛争解決のための手続、合同委員会の設置等について定めたものである。この協定の締結により、我が国と中華人民共和国との間の投資の増加、経済関係の拡充及び緊密化が促進されるものと期待されるので、妥当な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年四月十一日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 土屋 義彦殿

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の経済的協力を強化することを希望し、投資、投資に関連する事業活動及び投資財産について良好な待遇及び保護を与えることを通じて、それぞれの国の国民及び会社による他方の国の領域内における投資のための良好な条件を作り出すことを意図し、

投資の奨励及び相互保護が、両国間の経済及び技術の交流を促すこととなることを認識し、

両国政府の代表の交渉を経て、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(1)「投資財産」とは、一方の締約国の国民又は会社により他方の締約国の領域内において、投資の時点において当該他方の締約国の法令に従って、又はこれに違反しないで投資の対象とされる次のものを含むすべての種類の資産をいう。

- (a) 株式及びその他の形態の会社の持分
(b) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づき給付の請求権
(c) 動産及び不動産に関する権利
(d) 特許権、商標権、営業用の名称及びサービス・マークに関する権利その他の工業所有権並びにノウヘウに関する権利
(e) 天然資源の探査及び採掘のための権利を含む特許に基づく権利
- (2) 「収益」とは、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料をいう。
- (3) 「国民」とは、一方の締約国に関しては、当該一方の締約国の国籍を有する自然人をいう。
- (4) 「会社」とは、
- (a) 日本国に関しては、有限責任のものであるかないか、法人格を有するものであるかないか、また、金銭的利益を目的とするものであるかないかを問わず、社団法人、組合、会社及び団体をいう。
- (b) 中華人民共和国に関しては、企業その他の経済組織及び団体をいう。
- 一方の締約国の関係法令に基づいて設立され、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する会社は、当該一方の締約国の会社と認められる。

第二条

- 1 各締約国は、自国の領域内において、他方の締約国の国民及び会社による投資をできる限り助長し、かつ、自国の関係法令に従って許可する。
- 2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資の許可及び

投資の許可に関連する事項に関し、第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第三条

- 1 いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関して与える待遇は、第三国の国民及び会社に与える待遇よりも不利な待遇であってはならない。
- 2 いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関して与える待遇は、当該一方の締約国の国民及び会社と与える待遇よりも不利な待遇であってはならない。
- 3 この条にいう「投資に関連する事業活動」とは、次のものを含む。
- (a) 支店、代理店、事務所、工場その他の事業活動の遂行のための適当な施設の維持
- (b) 自己の設立し、又は取得した会社の支配及び経営
- (c) 専門家（技術者、高級職員及び弁護士を含む。）その他の労働者の雇用及び解雇
- (d) 契約の締結及び履行
- 第四條
- いづれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し自己の権利の行使及び擁護のため裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関して与える待遇は、当該一方の締約国の国民及び会社又は第三国の国民及び会社に与える待遇よりも不利な待遇であってはならない。

第五條

- 1 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、不慮の保護及び保障を受ける。
- 2 いずれの一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益も、他方の締約国の領域内において、公共のため、かつ、法令に従ってとられるものであり、差別的なものでなく、また、補償を伴うものである場合を除くほか、収用、国有化又は収用若しくは国有化と類似の効果を有するその他の措置の対象としてはならない。
- 3 2にいう補償は、2にいう収用、国有化又は収用若しくは国有化と類似の効果を有するその他の措置がとられなかったとしたならば当該国民及び会社が置かれたであろう財産状況と同一の状況に当該国民及び会社を置くものでなければならぬ。補償は、遅滞なく行われなければならない。補償は、実際に換価をすることのできるもので行われなければならない。かつ、補償の移転は、自由でなければならない（その換価又は移転に当たって用いる外国為替相場は、補償の価額が決定された日の相場によるものとする。）。
- 4 いずれか一方の締約国の国民及び会社で、その投資財産及び収益が収用、国有化又は収用若しくは国有化と類似の効果を有するその他の措置の対象となったものは、これらの措置及び補償の価額に関し、これらの措置をとった他方の締約国の関係法令に従って当該他方の締約国の管轄裁判所の裁判を受け又は権限のある行政機関に対して申立てをする権利を有する。

5 いずれか一方の締約国が自国の領域内において他方の締約国の国民及び会社に対し1から4までに定める事項に関して与える待遇は、第三国の国民及び会社に与える待遇よりも不利な待遇であってはならない。

第六條

- いづれか一方の締約国の国民及び会社で、他方の締約国の領域内において、敵対行為の発生又は国家緊急事態により投資財産、収益又は投資に関連する事業活動に関して損害を被ったものは、当該他方の締約国が当該敵対行為の発生又は国家緊急事態に関連して何らかの措置をとる場合には、第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第七條

- いづれか一方の締約国が、自国の国民又は会社に対し、他方の締約国の領域内にある投資財産及び収益に関して引き受けた保証に基づき支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった投資財産及び収益に対する当該国民又は会社の権利又は請求権の当該一方の締約国への移転並びにこれに関連して生ずる当該国民又は会社の請求権又は訴権についての当該一方の締約国による代位を承認する。権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国に対し支払われる資金の移転については、第五條2から5まで及び次条の規定を準用する。

第八條

- 1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国により、両締約国の領域の間及び当該他方の締約国の領域と第三国の領域との間に行われる支払、送金及び投資財産の清算の価額

を含む金銭証券又は資金の移転の自由を保証される。

2 1の規定は、いずれか一方の締約国が、自国の関係法令に従い、為替制限を課することを妨げるものではない。

第九条

この協定は、いずれか一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益で、この協定の効力発生前千九百七十二年九月二十九日以後に他方の締約国の領域内において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。

第十条

この協定は、両締約国間の外交関係又は領事関係の有無にかかわらず、適用する。

第十一条

1 いずれか一方の締約国の国民又は会社による他方の締約国の領域内における投資に関する当該国民又は会社と当該他方の締約国との間の紛争は、可能な限り、紛争の当事者間の友好的な協議により解決される。

2 第五条にいう補償の価額に関するいずれか一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国その他の当該他方の締約国の法令により補償の義務を負う者との間の紛争が、いずれか一方の当事者が紛争の解決のための協議の申入れを行った日から六箇月以内に解決されない場合には、その紛争は、当該国民又は会社の要請に基づき、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)を参考として設けられる調停委員会又は仲裁委員会に付託されるものとする。そ

の他の事項に関するいずれか一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国との間の紛争は、両当事者間の合意により、前記の調停委員会又は仲裁委員会に付託される。当該国民又は会社は、当該他方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めている場合には、紛争を仲裁に付託することができない。

3 2に規定する仲裁委員会は、いずれか一方の当事者が他方の当事者から2に規定する紛争の仲裁を要請する通知を受領した日から六十日の期間内に各当事者が任命する各一人の仲裁人と、このようにして選定された二人の仲裁人がその後の九十日の期間内に合意する仲裁委員長となるいずれの締約国の国民でもない第三の仲裁人との三人の仲裁人から成る。

4 各当事者の任命した仲裁人が3に規定するその後の九十日の期間内に第三の仲裁人について合意しなかった場合には、いずれか一方の当事者が、両当事者があらかじめ合意する第三者に對し、両締約国が共に外交関係を有する第三国の国民である第三の仲裁人を任命するよう要請する。

5 仲裁手続は、仲裁委員会がワシントン条約を参考として定める。

6 仲裁委員会の決定は、最終的なものとし、拘束力を有する。仲裁委員会の決定の執行は、執行が求められている領域の属する国で適用されている仲裁決定の執行に関する法令に従って行われる。仲裁委員会は、その決定の根拠を陳述し、かつ、いずれか一方の当事者の要求に応じその理由を明らかにしなければならない。

7 各当事者は、自己が任命した仲裁人に係る費用及び自己が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両当事者が折半して負担する。

8 2に規定する仲裁委員会への付託が行われた場合には、当該案件につき国家間の請求を行うことができない。

第十二条

いずれか一方の締約国の国民又は会社が実質的な利益を有する第三国の会社は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国と当該第三国の間の国際協定で投資及び投資財産の保護に関するものが効力を有している場合を除き、次の待遇を与えられる。

(1) 第二条、第三条、第五条1から4まで、第六条及び第九条に定める事項に對し、第三国の国民又は会社が実質的な利益を有するその他の第三国の会社が当該他方の締約国の領域内において与えられる待遇よりも不利でない待遇

(2) 第三条、第五条1から4まで、第六条及び第九条に定める事項に對し、当該他方の締約国の国民又は会社が実質的な利益を有する第三国の会社が当該他方の締約国の領域内において与えられる待遇よりも不利でない待遇

第十三条

1 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に對して他方の締約国の行う申入れに對し好意的な考慮を払うものとし、また、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争で外交交渉によっても満足な調整に至ら

なかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員がその後の九十日の期間内に合意する仲裁委員長となるいずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。

3 各締約国の任命した仲裁委員が2に規定するその後の九十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかった場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に對し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、投票の過半数による議決で決定を行う。決定は、最終的なものとし、拘束力を有する。

5 仲裁手続は、仲裁委員会が定める。

6 各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が折半して負担する。

第十四条

両締約国は、この協定の実施状況及び両国間の投資に関連する問題の検討を行うこと、外国投資の受入れに関するいずれか一方又は双方の国の法律制度又は政策の進展に関連して、この協定の運用及びこれに関連する事項について協議を行うこと並びに、必要な場合には、両締約国の政府に對し適当な勧告を行うことを目的として、両締約国の

政府の代表から成る合同委員会を設置する。合同委員会は、いずれか一方の締約国の要請により、東京又は北京で交互に会合する。

第十五条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告が交換された日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後においても、2に定めるところにより終了する時まで効力を存続する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に関しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百十八年八月二十七日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

中島敏次郎

中華人民共和国政府のために

鄭 拓 彬

議定書

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定(以下「協定」という。)に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定のいかなる規定も、著作権に関し、いかなる権利も許し、又はいかなる義務も課するものと解してはならない。

2 協定のいかなる規定も、工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の規定又は同条約の規定でその後改正された規定が両締約国間で効力を有する限り、当該規定によりいづれか一方の締約国が他方の締約国に対して負う義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

3 協定第三条2の規定の適用上、いづれか一方の締約国が、関係法令に従って、公の秩序、国の安全又は国民経済の健全な発展のため真に必要な場合において他方の締約国の国民及び会社に差別的な待遇を与えることは、「不利な待遇」とみなしてはならない。

4 協定第三条2の規定は、いづれか一方の締約国が自国の領域内における外国人及び外国会社の活動に関して特別の手続を定めることを妨げるものではない。ただし、当該手続は、同条2に定める権利を実質的に害するものであってはならない。

5 いずれの一方の締約国も、投資を行うこと及び投資に関連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入学し及び滞在する希望を有する他方の締約国の国民の入学、滞在及び居住

に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

6 協定第三条の規定にかかわらず、いづれかの締約国も、相互主義に基づき、又は二重課税の回避のため若しくは脱税の防止のための協定により租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

7 協定第八条2の規定は、いづれか一方の締約国が、為替制限に関して国際通貨基金協定の締約国として有するか又は有することがある権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

8 協定第十一条1の規定は、いづれか一方の締約国の国民又は会社が他方の締約国の領域内において行政的又は司法的解決を求めることができることを妨げるものと解してはならない。

9 協定第十二条にいう「実質的な利益」とは、会社を支配し、又はこれに決定的な影響力を及ぼすことを許すような程度の利益をいう。いづれか一方の締約国の国民又は会社が有する利益が実質的な利益に当たるか当たらないかは、個々の場合において両締約国間の協議によって決定される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百十八年八月二十七日に北京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

中島敏次郎

中華人民共和国政府のために

鄭 拓 彬

審査報告書

旅券法の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年四月十一日

外務委員長 堀江 正夫

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の旅券発給件数の急増とそれに伴う旅券事務の増大にかんがみ、国民の一層の便宜及び行政効率の向上を図るため、数次往復用の旅券を原則とするともに、申請手続を簡素化し、旅券事務の整理、合理化を行うほか、手数料の一部を都道府県の収入とすること等を内容とするものであって、おおむね妥当な措置と認めた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、本法の手数料に関する規定は、本年六月一日から施行されるので、平成元年度予算には、従来通りの都道府県への委託費が、二か月分五億四千五百六十万円計上されている。

旅券法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成元年四月十一日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 土屋 義彦殿

旅券法の一部を改正する法律案

旅券法の一部を改正する法律

旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「左の各号に」を「外務省令で定めるところにより、次に」に「もより」を「最寄り」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「かつ」を「かつ」に改め、同項第一号中「一通」を削り、同項第二号中「提出の日前六月以内に作成されたものとする。以下同じ。」一通を削り、同項第三号を次のように改める。

三 申請者の写真(第十一条の併記を求められ
る者については、外務省令で定める場合
は、省略することができる。以下同じ。)

第三条第一項第四号を削り、同項第五号中「領
事官が発給した呼称、再渡航等に関する証明書又
は」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号
中「除く外を」除くはか「に改め、同号を同項第五
号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二
項中「及び第四号」を削り、「第二号に掲げる書類
についてはその者の身分上の事実、第四号に掲げ
る書類についてはその者が渡航費用の支払能力を
有する事実がそれぞれ」を「その者の身分上の事実

が」に改め、同条第四項第二号を次のように改め
る。

二 前号に掲げる者のほか、申請者の指定した
者(当該申請者のために書類及び写真を提出
することが適当でない者として外務省令で定
めるものを除く。)

第三条第五項を削る。

第四条第一項中「もより」を「最寄り」に、「左の
各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「一通を
削り、同項第二号中「二葉」を削り、同項第三号及
び第四号中「一通」を削り、同条第二項を次のよう
に改める。

2 前項の場合において、公用旅券の発給を受け
ようとする者が本邦と外務大臣が指定する地域
以外の地域との間を数次往復しようとするとき
は、その旨及び理由を公用旅券発給請求書に記
載して、数次往復用の公用旅券の発給を請求す
ることができる。

第五条を次のように改める。
(一般旅券の発行)

第五条 外務大臣又は領事官は、第三条の規定に
よる発給の申請に基づき、外務大臣が指定する
地域以外のすべての地域を渡航先として記載し
た有効期間が五年の数次往復用の一般旅券を発
行する。

2 外務大臣又は領事官は、前条ただし書の規定
に該当する場合において一般旅券を発行する
とき、又は第十三条第一項各号の一に該当する者
に対し一般旅券を発行するときは、前項の一般
旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、
又は有効期間を五年未満とすることができ、
3 前二項の規定にかかわらず、外務大臣又は領

事官は、第一項の外務大臣が指定する地域へ渡
航しようとする者については、渡航先を個別に
特定して記載した有効期間が五年の一往復用の
一般旅券を発行するものとする。ただし、外務大
臣が適当と認めるときは、渡航先を個別に特定
して記載した有効期間が五年以下の数次往復用
の一般旅券を発行することができる。

第七条を削る。

第六条第一項中「第五条第一項」を「第五条」に改
め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同
条第二項中「第五条第二項」を「第五条の二」に改
め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次
の一項を加え、同条を第七条とする。

2 前項の場合において、病氣、身体の障害、交
通至難の事情等真にやむを得ない理由により申
請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当
該申請者が人違いでないことが明らかであると
きは、都道府県知事、外務大臣又は領事官は、当
該申請者の出頭を求めることなく、当該申請者
が確実に受領できると認められる最も適当な方
法により一般旅券を交付することができる。

第五条の二 第一項第一号中「及び発行年月日」を
「発行年月日及び有効期間満了の日」に改め、同
項第三号中「及び渡航目的」を削り、同条を第六条
とする。

第五条の次に次の一条を加える。
(公用旅券の発行)

の数次往復用の公用旅券を発行することができ
る。

第八条第一項中「一般旅券の名義人は、当該一
般旅券に」を「第五条第二項又は第三項の規定に基
づいて渡航先が個別に特定して記載された一般旅
券の名義人は、当該一般旅券を使用して当該に、
「左の名号に」を「次に」に、「もより」を「最寄り」に
改め、同項第一号中「一通」を削り、同項第二号を
削り、同項第三号中「前二号に掲げるもののほか、」
を削り、同号を同項第二号とし、同条第二項中
「もより」を「最寄り」に改め、「一通」を削り、同条
第三項中「及び第二項から第四項まで」を「第三項
及び第四項に、」第六条を「前条第一項及び第三
項」に改める。

第九条を次のように改める。
(記載事項に変更を生じた場合の発給又は訂正)

第九条 一般旅券の名義人は、当該一般旅券の記
載事項に変更を生じた場合には、前条第一項の
規定の適用がある場合を除き、遅滞なく、当該
一般旅券を返納の上、第三条の規定により新た
に一般旅券の発給を申請するものとする。ただ
し、変更を生じた記載事項が名義人の氏名、子
の併記に係る事項その他外務省令で定める事項
であるときは、当該一般旅券及び次に掲げる書
類を、国内においては都道府県知事を経由して
外務大臣に、国外においては最寄りの領事館の
領事官に提出して、当該記載事項の訂正を申請
することができる。

一 一般旅券訂正申請書
二 記載事項に変更を生じた事実を立証する書
類

第十九条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「基き」を「基つき」に、「因り」を「より」に改め、「合冊」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 外務大臣又は領事官は、第一項の規定に基づき一般旅券の返納を命ずることを決定したときは、速やかに、理由を付した書面をもつて当該一般旅券の名義人にその旨を通知しなければならない。

第十九条第五項中「旅券の発給の申請又は請求に当たつて旅券を返納すべき場合及び前項の場合において」を削り、「返納すべき旅券」の下に「(第一項の規定に基づき返納を命ぜられた旅券を除く。)」を加え、「保存する」を「保有する」に改める。

第十九条の二第二項中「において準用する第十四条」を削る。

第十九条の三第二項中「一通」を削り、「もより」を「最寄り」に改め、同条第四項中「申請に基づかないで渡航書を発給することができる」を「渡航書を申請に基づかないで発行し、又は出頭を求めることなく渡航書が確実に受領されると認められる最も適当な方法によりこれを交付することができる」に改める。

第二十条第一項中「当該各号に掲げる額」を「政令で定めるところにより、当該各号に定める額」に改め、「国に」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 一般旅券(次号に掲げるものを除く。)の発給 八千円
二 渡航先が個別に特定して記載され若しくは有効期間が五年未満の一般旅券又は一往復用の一般旅券の発給 四千元

第二十条第一項第五号及び第六号を次のように改める。

五 第一号に掲げる旅券の再発給 六千円
六 第二号に掲げる旅券の再発給 三千円
第二十條第一項第七号中「合冊又は」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項各号の手数料については、次に定めるところにより、国庫及び都道府県の収入とする。
一 前項第一号から第七号までの手数料については、都道府県における当該事務に要する実費を勘案して当該手数料ごとに政令で定める額を都道府県の収入とし、その残額を国庫の収入とする。

二 前号の規定にかかわらず、前項第一号から第七号までの手数料のうち次に掲げるものについては、その全額を国庫の収入とする。

イ 第三條第一項ただし書(第八條第三項、第九條第四項、第十條第三項又は第十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定により直接外務大臣に申請する場合の処分に係る手数料
ロ 次項に規定する手数料に該当する手数料
三 前項第八号の手数料については、その全額を国庫の収入とする。

第二十条第四項中「訂正」の下に「発給」を加え、「因つて」を「よつて」に改め、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該手数料に係る第二項の規定の適用については、政令で定める。
第二十一条を削る。
第二十二條第二項中「において準用する第十四條の」を「の規定による」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十二條の二を第二十二とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十條の改正規定(同条第一項第一号及び第二号の改正規定、同項第五号及び第六号の改正規定並びに同項第七号の改正規定を除く。及び附則第六條の規定は、平成元年六月一日から施行する。

(旧旅券に関する経過措置の原則)

第二条 改正前の旅券法(以下「旧法」という。)の規定に基づいて発行され又は再発行された旅券及び渡航書でこの法律の施行の際に有効なもの並びに次条の規定に基づいて発行され又は再発行された旅券及び渡航書(以下「旧旅券等」という。)は、改正後の旅券法(以下「新法」という。)の相当規定により発行され又は再発行された旅券及び渡航書とみなして、この附則に別段の定めがある場合を除き、新法の規定を適用する。この場合において、旧旅券等のうち一般旅券(数次往復用のものを除く。以下「一往復用の一般旅券」という。)については、新法第五條第一項中「外務大臣が指定する地域以外のすべての地域を渡航先として記載した有効期間が五年の数次往復用」とあるのは、「一往復用」とする。

(旧法の規定に基づく申請等に係る経過措置)
第三条 旧法の規定に基づいてされた旅券に関する申請若しくは請求又は渡航書に関する申請(以下この条において「旧法による旅券等の申請等」という。)及び旧法による旅券等の申請等に係る処分については、なお従前の例による。

(旧旅券等の有効期間等に係る経過措置)

第四条 旧法第十八條第一項第三号の規定は、旧旅券等のうち公用旅券については、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 旧旅券等のうち一往復用の一般旅券の渡航先の追加及び有効期間については、なお従前の例による。

(旧旅券等の紛失等に係る経過措置)

第五条 旧旅券等のうち一往復用の一般旅券の名義人が、当該旅券を紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合には、当該旅券については、新法第十條の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、同項の一般旅券の名義人は、新法第三條の規定により旅券の発給を申請することができる。ただし、著しく損傷したことにより旅券の発給の申請をしようとする者は、当該著しく損傷した旅券を返納の上、申請しなければならない。

8 前項の規定により旅券の発給の申請があった場合における紛失し、又は焼失した旅券の効力については、新法第十八條第一項第五号中「渡航書」とあるのは、「旅券又は渡航書」とする。(手数料に関する経過措置)

第六条 新法第二十條の規定は、平成元年六月一日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。この場合において、同日以後この法律の施行日の前日までの間における同条の規定の適用については、同条第二項第二号イ中「第九條第四項」とあるのは、「第九條第三項」と、「第十二條第三項」とあるのは、「第十二條第四項」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔堀江正夫君登壇 拍手〕

○堀江正夫君 たいだいま議題となりました協定及び法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、日中投資保護協定について申し上げます。

本協定は、我が国と中華人民共和国との間の投資を促進するため、相互に投資の許可について最恵国待遇を保障するほか、投資財産、収益、事業活動に関する内国民待遇及び最恵国待遇、取用、国有化等の場合の補償措置、投資紛争解決のための手続、合同委員会の設置等について定めております。

委員会におきましては、協定締結が対中投資に及ぼす効果、投資財産等に与えられる内国民待遇の内容、投資リスク回避の方法等のほか、日中間保全般について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、旅券法改正案について申し上げます。

本案は、最近における旅券発給件数の急増とそれに伴う旅券事務の増大にかんがみ、一般旅券は原則として有効期間五年の数次往復用旅券とするとともに、提出書類の簡素化及び本人出頭義務の緩和を図ること、旅券手数料の一部を都道府県へ

分納すること等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、旅券事務の合理化と窓口サービスの向上、手数料分納の効果、朝鮮民主主義人民共和国への渡航制限の緩和等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

まず、投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

次に、旅券法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十五分散会

出席者は左のとおり。

議長 土屋 義彦君
副議長 瀨谷 英行君

及川 順郎君	片上 公人君	森田 重郎君	大河原太一郎君
勝木 健司君	平野 清君	高平 公友君	井上 裕君
猪熊 重二君	橋本孝一郎君	伊江 朝雄君	後藤 正夫君
木本平八郎君	太田 淳夫君	堀内 俊夫君	佐々木 満君
中野 鉄造君	小西 博行君	亀長 友義君	長谷川 信君
星 長治君	塩出 啓典君	嶋崎 均君	加藤 武徳君
馬場 富君	広中和歌子君	木村 睦男君	石本 茂君
林 健太郎君	竹山 裕君	長田 裕二君	鈴木 省吾君
鶴岡 洋君	峯山 昭範君	井上 吉夫君	梶木 又三君
飯田 忠雄君	和田 教美君	寺内 弘子君	添田増太郎君
柳澤 謙造君	三治 重信君	出口 廣光君	二木 秀夫君
林 寛子君	中野 明君	宮崎 秀樹君	松浦 孝治君
高桑 栄松君	中西 珠子君	野沢 太三君	永野 茂門君
栗林 卓司君	関 嘉彦君	小野 清子君	上杉 光弘君
遠藤 政夫君	三木 忠雄君	大塚清次郎君	木宮 和彦君
多田 省吾君	高木健太郎君	久世 公亮君	香掛 哲男君
伏見 康治君	藤井 恒男君	柳川 覺治君	山岡 賢次君
田淵 哲也君	田中 正巳君	大城 眞順君	宮澤 弘君
熊谷太三郎君	青島 幸男君	杉山 令肇君	向山 一人君
西川 潔君	陣内 孝雄君	小島 静馬君	森山 眞弓君
工藤万砂美君	下村 泰君	藤井 孝男君	倉田 寛之君
坪井 一守君	佐藤謙一郎君	大浜 方策君	田代由紀男君
前島英三郎君	松岡清壽男君	谷川 寛三君	岩上 二郎君
矢野俊比古君	吉川 博君	斎藤 十朗君	下条進一郎君
石井 道子君	守住 有信君	村上 正邦君	増岡 康治君
青木 幹雄君	海江田鶴造君	中村 太郎君	山内 一郎君
岡野 裕君	浦田 勝君	初村清一郎君	松垣徳太郎君
高木 正明君	堀江 正夫君	中西 一郎君	林田悠紀夫君

中曾根弘文君	淵上 貞雄君	秋山 肇君	河本嘉久蔵君	中西 一郎君	初村清一郎君	中村 太郎君	村上 正邦君	斎藤 十朗君	谷川 寛三君	大浜 方策君	藤井 孝男君	小島 静馬君	杉山 令肇君	大城 眞順君	柳川 覺治君	久世 公亮君	大塚清次郎君	小野 清子君	野沢 太三君	宮崎 秀樹君	出口 廣光君	寺内 弘子君	井上 吉夫君	長田 裕二君	木村 睦男君	嶋崎 均君	亀長 友義君	堀内 俊夫君	伊江 朝雄君	高平 公友君	森田 重郎君
田辺 哲夫君	永田 良雄君	野末 陳平君	古賀雷四郎君	林田悠紀夫君	松垣徳太郎君	山内 一郎君	増岡 康治君	下条進一郎君	岩上 二郎君	田代由紀男君	倉田 寛之君	森山 眞弓君	向山 一人君	宮澤 弘君	山岡 賢次君	香掛 哲男君	木宮 和彦君	上杉 光弘君	永野 茂門君	松浦 孝治君	二木 秀夫君	添田増太郎君	梶木 又三君	鈴木 省吾君	石本 茂君	加藤 武徳君	長谷川 信君	佐々木 満君	後藤 正夫君	井上 裕君	大河原太一郎君

齋藤 文夫君	下稻葉耕吉君	國務大臣	外務大臣	宇野 宗佑君	予算委員	辭任	補欠	大藏委員	辭任	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君
鈴木 貞敏君	山口 哲夫君				中曾根弘文君	辭任	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君
山本 正和君	久保田真田君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
松浦 功君	福田 宏一君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
仲川 幸男君	名尾 良孝君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
田沢 智治君	関口 惠造君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
川原新次郎君	板垣 正君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
岩本 政光君	大木 浩君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
岡部 三郎君	梶原 清君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
高杉 勉忠君	山東 昭子君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
齋藤榮三郎君	大鷹 淑子君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
遠藤 要君	青木 新次君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
鈴木 和美君	原 文兵衛君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
志村 愛子君	平井 卓志君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
林 連君	小山 一平君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
一井 淳治君	千葉 景子君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
吉井 英勝君	内藤 功君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
田淵 勲二君	及川 一夫君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
下田 京子君	佐藤 昭夫君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
糸久八重子君	稲村 稔夫君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
近藤 忠孝君	中村 哲君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
上野 雄文君	大森 昭君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
松前 達郎君	稲山 篤君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
沓脱タケ子君	大木 正吾君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
丸谷 金保君	久保 亘君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
矢田部 理君	志苦 裕君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
吉岡 吉典君	対馬 孝且君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
粕谷 照美君	赤桐 操君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
立木 洋君	野田 哲君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
安恒 良一君	福岡 知之君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
本岡 昭次君	秋山 長造君				齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠
上田耕一郎君					齋藤 文夫君	補欠	齋藤 文夫君	齋藤 文夫君	補欠	上杉 光弘君	井上 裕君	運輸委員	辭任	補欠	坂元 親男君	堀内 俊夫君	補欠	堀内 俊夫君	補欠

同日議員から次の議案が提出された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(久保巨君外一名発議)(参第一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

過疎問題に関する質問主意書(下田京子君提出)
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名

大蔵省関税局長 源氏田重義 (解職) 平元・品人
税務代理

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を第百十四回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省関税局長 長富祐一郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、大蔵省関税局長長富祐一郎君(同日議長承認を第百十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

倉田 寛之君

柳川 覺治君

最上 進君

松浦 孝治君

黒柳 明君

及川 順郎君

文教委員

辞任

補欠

柳川 覺治君

倉田 寛之君

商工委員

辞任

補欠

松浦 孝治君

最上 進君

運輸委員

辞任

補欠

及川 順郎君

黒柳 明君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

板垣 正君

田辺 哲夫君

同日守住有信君外八名から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

北方領土問題の解決促進に関する決議案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和國との間の協定の締結について承認を

求めるの件(閣案第一号)

旅券法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

同日議長は、次の内閣提出案を商工委員会に付託した。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第七二号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を外務委員会に付託した。

旅券法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和國との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第一号)審査報告書

旅券法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員佐藤昭夫君提出野球場の安全対策に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、農林基本法第六条第一項の規定に基づき昭和六十三年農林の動向に関する年次報告及び同法第七条の規定に基づき平成元年度において講じようとする農業施策についての文書を受領した。

野球場の安全対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成元年四月三日

参議院議長 土屋 義彦殿

佐藤 昭夫

野球場の安全対策に関する質問主意書

春の訪れとともに、甲子園では選抜高校野球大会が始まり、四月早々にはプロ野球の公式戦が開幕する。全国的に、少年野球、大学野球そして社会人野球など、職場、地域、学園で多くの子供たちや市民が野球をプレーし、また楽しんでいく。

しかし、野球場の安全対策は、極めて不十分といえる。一昨年八月、日本高等学校野球連盟(以下、高野連)の加盟校が公営の野球場を借りて練習試合を行っていた際、外野手が飛球を追って外周フェンスの基礎コンクリートに激突、頭部を強く打って二週間後に死亡するという痛ましい事故が起こっている。そして、このような野球場の

外周フェンスに激突して負傷する事故は、金属製バットの普及とともに打力の向上が目覚ましいため、年々増加している。

高野連が千九百八十七年十二月末現在でまとめた全国のアンケート調査によると、地区大会で使われている全国二百四十五の野球場のうち、外周フェンスに選手の安全を守るラバーが張られているなど安全対策が施されている野球場は、全体の二十三%に当たる五十六箇所、一部実施三十四箇所を含めても全体の三十六・七%にすぎない。

プロ野球の選手会労働組合では、選手の安全上、ラバーを設置していない地方球場では試合をしない、との態度を明らかにしている。

西岡文部大臣は、高校野球について「一生懸命ボールを追う球児の姿が胸を打つ」と発言しているが、一生懸命ボールを追ってフェンスに激突、その結果負傷する、あるいは死亡するなどの事故が起こってはならない。また、千九百八十九年度の文部省の野球場施設整備予算は、一施設当たりの補助限度額が千三百三十万円(設置箇所は五箇所)となっており、安全対策にまで手がまわらない極めて低額の予算措置となっている。こうした事態は、野球が千九百九十二年バルセロナ・オリンピックから正式種目になったことと考えあわせると、スポーツ振興にとっても大きなマイナスになると言わざるをえない。

そこで、以下、野球場の安全対策に関して、質問する。

一 文部省の「運動場補助実施要項」では専用の野球場とは外周フェンス、バックネット、マウンド等の設備を付設したものとなっているが、全国約一万箇所の野球場・ソフトボール場のうち

平成元年四月十二日 参議院会議録第十号 質問主意書及び答弁書

ち、外周フェンスを設置している野球場数、そのうち外周フェンスにラバーを取り付けるなど安全対策を施している野球場数などについて、どのように実態を把握しているのか、明らかにされたい。もし、実態を把握していなければ、安全対策上の観点から、早急に実態を調査すべきだと思ふが、どうか。

二 専用の野球場の新設に対する国の補助対象は、八十九年度予算案ではわずか五箇所であり、しかも文部省の補助限度額が一箇所当たり千百三十万円と極めて低額のため、施設整備に当たって十分な安全対策が採られていないのが現状といえる。したがって、予算額を大幅に増額し、ラバー取付けを義務づけることやフェンスの素材の改善など、安全対策上、積極的な指導を行うべきだと思ふが、どうか。

三 既存の野球場については、高野連の全国調査によっても安全対策が全く施されていない野球場が百五十五箇所あり、一部実施されているものの、その安全性が不十分な施設を含めると七十七%余りで安全対策が放置されている。そして、野球場の各施設管理者の多くは改修を希望している。

そこで、既存の野球場に対するラバー設置などの安全対策については、国の補助対象として施設整備を進めるなど、抜本的対策を講ずるべきだと思ふが、どうか。
右質問する。

平成元年四月十一日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員佐藤昭夫君提出野球場の安全対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤昭夫君提出野球場の安全対策に関する質問に対する答弁書

一について

文部省が昭和六十年九月一日現在で実施した体育・スポーツ施設現況調査によると、全国の野球場・ソフトボール場の総数は、九千九百七十九であり、これらの施設の外周フェンスの有無については調査していない。

今後、野球場等の整備の推進に当たっては、安全面を含む実態の把握に努めてまいりたい。

二について

専用の野球場の整備に当たっては、各設置者において、当該施設の規模・構造、使用形態等を勘案しつつ、適切な安全対策を講じるべきものと考えているが、文部省としても、これらの施設の整備に当たって、適切な安全対策が講じられるよう指導を行ってまいりたい。

三について

御指摘の財団法人日本高等学校野球連盟の調査結果においては、安全対策が不十分な百八十九施設のうち、百五十施設については、具体的な改修計画がある旨回答されたところである。文部省としては、更に改善が進むよう、同連盟等の関係機関と協力しつつ、適切な安全対策の普及を図ってまいりたい。